

島原地域広域市町村圏組合火災調査事務処理要綱

平成6年12月27日消本告示第1号

改正 平成19年3月16日消本告示第1号 平成24年3月2日消本告示第1号

令和4年12月1日消本告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、島原地域広域市町村圏組合火災調査規程（以下「規程」という。）第41条の規定に基づき、火災調査の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(火災調査区分)

第2条 規程第7条の規定に基づく火災調査の区分は、別表第1に掲げるものとする。この場合、規程第31条に規定する調査書類（以下「調査書類」という。）は各区分に従い作成する。

2 消防本部（以下「本部」という。）は、所轄消防署と協力して調査を行い、本部で作成する調査書類に必要な書類の提出を所轄消防署へ求めることができる。

(出火出動時における見分調査書)

第3条 規程第13条の規定に基づき、出火出動時における見分調査書を作成するときは、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 出動途上における見分状況
- (2) 現場到着時における見分状況
- (3) 消防活動中における見分状況
- (4) 死傷者の発見、救出等の状況
- (5) その他

(実況見分調査書)

第4条 規程第14条の規定に基づき、実況見分調査書を作成するときは、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 現場の位置及び付近の状況
- (2) 現場の様相
- (3) 焼損状況
- (4) その他

(図面の種別)

第5条 規程第16条第1項及び第2項の規定に基づき図面を作成するときは、次の各号に掲げる図面を作成するものとする。ただし、火災の規模又はその他の状況に応じ、適宜に併合又は省略することができる。

- (1) 現場付近図
- (2) 焼損状況を表示したり災消防対象物の配置図

- (3) 出火建物の平面図
- (4) 出火箇所付近の物品配置図
- (5) 復元図
- (6) その他必要と認められる図面

(質問調査書)

第6条 規程第18条第1項の規定に基づき、質問調査書を作成するときは、次の各号に掲げる事項のうち該当する内容を記載するものとする。

- (1) 出火前における出火建物等（出火箇所）の管理状況、作業状況、火気使用状況等
- (2) 出火箇所が発掘された物件の保守管理、使用状況、構造・機能等
- (3) 出火時の状況（出火時の申述者及び関係者の位置、出火の状況）
- (4) 発見、通報、初期消火、延焼、避難、消防用設備等の作動・使用状況及び申述者の行動
- (5) その他必要事項（火災保険、生活状況、経営状況等）

(原因の判定)

第7条 火災原因の判定は、次の各号に掲げる区分に従って行なうものとする。

- (1) 判定

ア 各資料の証明力を総合することにより、具体的かつ科学的にその原因が決定されるもの

イ 各資料の証明力を総合することのみでは、具体的かつ科学的にその原因を決定することができないが、推理を加えることにより疑う余地を残さないもの

- (2) 推定 前号に規定する判定には至らないが、各資料を基礎として専門的立場からみて合理的にその原因が推測できるもの
- (3) 不明 各資料の証明力が極めて弱く、専門的立場からみても合理的にその原因を推測することが困難なもの

(火災原因判定書)

第8条 規程第27条の規定により火災原因判定書を作成するときは、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 出火建物の判定
- (2) 出火箇所の判定
- (3) 出火原因の判定
- (4) その他

(調査書類の一部を省略できる火災の種別)

第9条 規程第32条第1項の規定により、調査書類の一部を省略できる火災は、次の各号に定める火災とする。この場合において、作成する調査書類は別表2による。

- (1) 簡易報告火災

- ア 建物火災による焼損程度が全焼又は半焼の場合（焼損床面積及び焼損表面積の合計が10平方メートル以下のものに限る。）で、当該火災の出火原因が明らかなもの
- イ 建物火災による焼損程度が部分焼の場合（焼損床面積及び焼損表面積の合計が30平方メートル以下のものに限る。）で、当該火災の出火原因が明らかなもの
- ウ 建物火災による焼損程度がぼやのもの
- エ 建物火災以外の火災

(2) 簡略報告火災

- ア 建物火災による焼損程度がぼやの場合で、当該火災の出火原因が明らかなもの
- イ 車両火災又は船舶火災で、当該火災の出火原因が明らかで、損害額が千円以下のもの
- ウ 林野火災又はその他の火災で、当該火災の出火原因が明らかなもの

（調査書類の一部を省略できる火災の報告）

第10条 規程第34条の規定による調査書類の一部を省略できる火災の報告は、簡易報告火災については45日以内に、簡略報告火災については30日以内に、別表第2に掲げる調査書類をもって消防長に報告しなければならない。

（簡易報告火災・簡略報告火災における火災原因判定書等）

第11条 第9条に規定する簡易報告火災における火災原因判定書の作成にあたっては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 現場の位置及び付近の状況
- (2) 出火出動時における見分状況
- (3) 実況見分状況
- (4) 関係者の申述（質問調査書を作成する場合を除く。）
- (5) 出火箇所の判定
- (6) 出火原因の判定
- (7) その他

2 第9条に規定する簡略報告火災における火災調査書の作成にあたっては、原因判定理由欄に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 出火原因の判定理由
- (2) 事実の記載のみで判定理由が成立しない場合は、事実から導き出せる判定理由
- (3) 焼損状況と申述内容が一致している場合等、第三者が、認定した原因に何ら疑念を生じないような場合を除いて、他の火源に対する否定理由

（損害調査）

第12条 規程第28条の規定による損害調査は、火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に基づくほか、次の各号に掲げる記載要領に従って作成するものとする。

- (1) 面積 面積は、小数点第1位を四捨五入して記入する。ただし、焼損床面積又は焼

損表面積が1平方メートル未満のとき、小数点第1位を四捨五入することによって0平方メートル又は1平方メートルとなる場合は、必要な小数点以下の桁数で四捨五入するものとする。

(2) 損害額 損害額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

この要綱は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日消本告示第1号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月2日消本告示第1号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月1日消本告示第1号）

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

	消 防 署 長	予 防 課 長
調査区分	右欄以外の火災	(1) 火災等即報基準に該当するとき。 (2) 特殊な原因又は特異な態様による火災が生じたとき。 (3) 火災の原因が明らかでない場合で、火災の状況から判断して、消防署の調査員のみでの調査が困難とされる次の火災のとき。 ア 建物火災で死者が発生した火災 イ 建物火災で3棟以上焼損した火災 ウ 建物火災で焼損床面積が500㎡以上の火災

別表第2（第9条関係）

作成する書類 火災の種別	火災調査書	延焼建物調査書	り災者調査書	死傷者調査書	火災原因判定書	出火出動時における見分調査書	実況（鑑識）見分調査書	質問調査書	損害調査書	図面	写真	書類目録
簡易報告 火災	●	○	○ 備考3	○	●			○ 備考4	○ 備考5	●	●	●
簡略報告 火災	●	○	○ 備考3	○					○ 備考5	● 備考6	●	●

備考1 ●印の書類は、必ず作成するものとする。

2 ○印の書類は、必要に応じて作成するものとする。

3 火災調査書の火元欄とり災者が異なるとき、又はり災者が複数の場合は、必ず作成するものとする。

4 火災原因の判定等に重要かつ必要なものについては、必ず作成するものとする。

5 損害がある場合は、必ず作成するものとする。

6 現場位置図、現場付近図は必ず作成するものとし、その他の図面については、写真のみで焼損の全容が把握できない場合等、必要に応じて作成するものとする。